

岐阜県公報

目次

告示

急傾斜地崩壊危険区域の指定

(砂防課)

ページ

号外(一) 平成三十一年一月二十二日

告示

岐阜県告示第十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年一月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

奥井屋

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域(次の図に示すとおりとする。)

下呂市小川

字小洞	一〇二番	一号及び二号
字落合	一〇三番	三号
字井口	一四六番	四号
字小洞	一三六番	五号及び六号
	一〇〇番	七号
	一〇〇番	八号
	一〇一四番	九号

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (とき) (翌日)

平成三十一年一月二十二日

平成三十一年一月二十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社